

## 受委託点呼許可申請の手引き

(貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託許可申請)

トラック事業の各営業所において対面で行う乗務前点呼、乗務後点呼について委託する制度を導入する場合(受委託点呼)は、管理の受委託の許可が必要です。

また、許可の内容に変更があった場合や受委託点呼を終了する場合は15日以内に届出する必要があります。なお、変更の内容によっては、改めて新規許可を申請することとなる場合がありますので注意して下さい。

### 1. 許可申請書類及び添付書類について

(1) 申請書類及び添付書類は、3部提出して下さい。

(2) 申請書及び添付書類は下記のとおりです。

管理受委託許可申請書

管理の委託受託契約書の写し

管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類

受託事業者の安全性優良事業所認定証の写しの添付又は提示

委託事業者の安全性優良事業所認定証の写しの添付又は提示

(認定を受けている場合)

受委託点呼の実施場所と委託営業所の車庫との距離が分かる資料の添付又は提示

・直線で5km以内であることが必要

・受委託点呼の実施場所・・・受託営業所又は、受託営業所の車庫

許可を受けるため満たすべき項目の自己点検表

### 2. 許可申請時期について

共同点呼を行う日の2ヶ月前までに申請して下さい。

### 3. 申請窓口について

受託営業所を管轄する運輸支局に申請して下さい。

### 4. 委託営業所について

Gマーク営業所であること、または、申請日前3年間及び申請日以降に下記のいずれにも該当しないこと

① 所属する事業用自動車が第一当事者となる自動車事故報告規則第2条各号

に掲げる事故を起こした営業所

② 点呼の実施違反に係る行政処分を受けた営業所

5, 受託営業所について

Gマーク営業所であること

6, 許可の更新について

許可期間は3年以内となります。更新する場合は、更新日の2ヶ月前までに、再度、許可申請を行って下さい。

7, 変更、廃止の手続きについて

下記の場合は、改めて新規許可申請または、届出を行って下さい。

(1) 受託営業所、委託営業所の変更・・・①新規許可申請

②変更前の許可の終了届

(2) 受委託点呼実施場所の位置の変更・・・①新規許可申請

②変更前の許可の終了届

(3) 受委託点呼の対象である事業用自動車の車庫の位置の変更・・・

・・・① 新規許可申請

②変更前の許可の終了届

(4) 委託事業者の氏名、名称、住所・・・15日以内に変更届

(5) 受託事業者の氏名、名称、住所・・・15日以内に変更届

(6) 委託営業所の名称、所在地・・・・・・15日以内に変更届

8, 許可期間中に、下記に該当することとなったときは、受委託点呼を終了しなければなりません。その場合、終了届けを提出して下さい。

(1) 受託営業所が受委託点呼を適切に行っていないことが判明したとき。

(2) 受託営業所のGマークの認定が失効又は取り消されたとき。

(3) 許可時にGマーク営業所だった委託営業所が、認定を失効又は取り消されたとき

(4) 委託営業所が下記の事項に該当することとなったとき

① 所属する事業用自動車が第一当事者となる自動車事故報告規則第2条各号に掲げる事故を起こしたとき

② 点呼の実施違反に係る行政処分を受けたとき

別添 1

管理受委託許可申請書

平成 年 月 日  
〇 〇 〇 第 〇 〇 〇 号

中部運輸局長 殿

<委託者>

氏名又は名称

住所

代表者氏名

印

【委託営業所】

名称

所在地

<受託者>

氏名又は名称

住所

代表者氏名

印

【受託営業所】

名称

所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託を行いたいので、貨物自動車運送事業法第29条第1項の規定により申請します。

業務の種類	事業用自動車の運行の管理（点呼業務）
管理の範囲及び方法	別添 管理の委託受託契約書の写し 及び管理の実施方法の細目 のとおり。
開始の予定日及び期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
委託及び受託を 必要とする理由	

添付書類 別紙のとおり

添付書類について

- 管理の委託受託契約書の写し
- 管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類
- 受託事業者の安全性優良事業所認定証の写しの添付又は提示
- 委託事業者の安全性優良事業所認定証の写しの添付又は提示（認定を受けている場合）
- 受委託点呼の実施場所（受託営業所又は、受託営業所の車庫）と委託営業所の車庫との距離が分かる資料の添付又は提示
- 自己点検表

《チェック欄》

1, モデル契約書との相違条文を○で囲んで下さい

○第 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15 条

○上記に条文番号が無い場合は記入して下さい第 \_\_\_\_\_ 条

2, モデル管理の実施方法の細目との相違条文を○で囲んで下さい

○第 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15 条

○上記に条文番号が無い場合は記入して下さい第 \_\_\_\_\_ 条

別添 2

受委託事項変更届出書

平成 年 月 日  
〇 〇 〇 第 〇 〇 〇 号

中部運輸局長 殿

<委託者>

氏名又は名称

住所

代表者氏名

印

【委託営業所】

名称

所在地

<受託者>

氏名又は名称

住所

代表者氏名

印

【受託営業所】

名称

所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託について、下記の事項を変更したので届出します。

○ 変更となる事項等

許 可 番 号	
変 更 し た 事 項	

別添 3

管理受委託終了届出書

平成 年 月 日  
〇 〇 〇 第 〇 〇 〇 号

中部運輸局長 殿

<委託者>

氏名又は名称

住所

代表者氏名

印

【委託営業所】

名称

所在地

<受託者>

氏名又は名称

住所

代表者氏名

印

【受託営業所】

名称

所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託を終了したので届出します。

許 可 年 月 日	平成 年 月 日
許 可 番 号	
受 委 託 の 終 了 日	平成 年 月 日
受委託を終了する理由	

## 貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託受託契約書

〇〇運送株式会社（以下「甲」という。）及び△△物流株式会社（以下「乙」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第29条に基づき、甲が経営する貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について、次のとおり契約を締結する。

### （業務の範囲）

- 第1条 甲は、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する甲の〇〇営業所（以下「甲営業所」という。）の業務のうち、午後〇時から翌日午前〇時までの間に行う乗務前及び乗務後点呼（対面によるものに限る。）、当該点呼に用いるアルコール検知器に係る業務（備付け、常時有効保持及び活用）並びに当該点呼の実施記録及び保存に係る業務（以下「受委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 受委託業務の対象となる運行の範囲は、別途定める。

### （事故発生時の責任）

- 第2条 受委託に係る点呼（以下「受委託点呼」という。）を受けた甲営業所の運転者が交通事故を起こした場合、当該交通事故の対応は、被害者間の損害賠償も含めて、甲が行う。
- 2 前項の場合、甲は、乙の過誤により生じた損害については、乙に求償する権利を有する。

### （委託料）

- 第3条 甲は乙に対し、受委託業務に要する費用及び管理の報酬（以下「委託料」という。）を支払う。なお、委託料の金額、支払時期等については別途定める。

### （受委託点呼実施者等）

- 第4条 受委託業務は、乙の△△営業所（以下「乙営業所」という。）の運行管理者及び補助者が行うものとする。
- 2 乙は、次条第3項の規定に基づき甲から提出された名簿の運転者に対し、適切に受委託業務を実施できるよう十分な数の受委託業務の実施者（以下「受委託点呼実施者」という。）を確保しなければならない。
- 3 前項に規定する受委託点呼実施者の数は、乙営業所の事業用自動車の数に、甲営業所の事業用自動車のうち、受委託業務の対象とする事業用自動車の数を加算した数を30で除して得た数（1未満の端数は切り捨て）に1を加算して得た数以上とする。

4 受委託業務の実施場所は、〇〇市〇〇町〇丁目△△番地に所在する乙営業所施設内とする。

(受委託業務の対象運転者等)

第5条 受委託業務の対象となる甲営業所の運転者は、下記に掲げる運転者以外の運転者とする。

ア 過去5年間に事業用自動車を運転中に死亡事故又は2件以上の人身事故を惹起した者(いずれも第一当事者の場合に限る。)

イ 過去5年間に飲酒運転、無免許運転又は薬物運転を行った者(私用中を含む。)

※ 受委託業務の対象となる運転者を限定するか否か、どのような限定内容とするかは任意であり、この項における運転者の限定は例示である。

2 甲は、前項各号に該当する運転者について、受委託点呼を受けさせてはならない。

3 甲は、受委託業務の対象とする甲営業所の運転者の名簿を、あらかじめ乙に提出しなければならない。また、当該運転者に変更があった場合、甲は、速やかに変更した名簿を乙に提出しなければならない。

4 甲は、受委託業務の対象とする甲営業所の事業用自動車の数を、あらかじめ乙に通知しなければならない。また、当該事業用自動車の数に変更があった場合、甲は、速やかに変更した数を乙に通知しなければならない。

5 前項の事業用自動車の車庫は、〇〇市〇〇町△丁目〇〇番地に所在する甲営業所の車庫とする。

(緊急連絡体制表の提出)

第6条 緊急時の連絡を円滑に行うため、甲は、あらかじめ緊急時の連絡体制表を乙に提出しなければならない。また、当該体制表が変更となった場合、甲は、速やかに変更した体制表を乙に提出しなければならない。

(受委託点呼実施者の権限等)

第7条 受委託点呼実施者は、甲営業所の運転者に対し、受委託業務を遂行するために必要な指揮命令権を有する。

2 受委託点呼実施者が受委託業務を的確に遂行する上で甲に対し行う助言について、甲は十分に尊重しなければならない。

(物品等の調達・管理)

第8条 受委託業務に必要な物品等の調達及び管理は、乙の責任で行う。

2 受委託業務に必要なアルコール検知器は、乙で調達するとともに、当該アルコール検知器の常時有効保持義務については、乙が責任を有する。

(受委託業務の調査・管理)



第9条 甲は、乙が受委託業務を適切に行っているか否かを確認するため、定期的に調査を行わなければならない。この場合において、甲は、当該調査に必要な限度において、受委託業務の視察、受委託点呼実施者への質問、乙営業所の帳簿の閲覧等を行うことができる。

※ 調査の方法は、例示である。

- 2 甲は、前項の調査により、是正すべき事項を見つけたときは、乙に当該是正すべき事項を申し入れなければならない。
- 3 乙は、前二項の規定に基づき甲が行う調査等に協力しなければならない。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、受委託業務を第三者に委託してはならない。

(契約期間)

第11条 本契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了〇ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、乙は〇〇運輸局長の許可を取得した上で、更に〇年間本契約を延長するものとし、以後この例による。

※ 契約の更新の方法は、例示である。

(契約の終了)

第12条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、速やかに相手方に連絡しなければならない。この場合、乙は速やかに本契約の終了に係る手続を行わなければならない。

- (1) 第9条の規定に基づく調査の結果、乙が適切に受委託業務を行っていないことが判明したとき
- (2) 乙営業所が、安全性優良事業所としての認定を失効又は取り消されたとき

(3) 甲営業所が、安全性優良事業所としての認定を失効又は取り消されたとき

※ 甲が申請時にGマーク営業所だった場合の記述である。

(3) 甲営業所について、甲営業所の事業用自動車が第一当事者となる自動車事故報告規則第2条各号に掲げる事故を起こしたとき又は点呼の実施違反に係る行政処分を受けたとき

※ 甲が申請時にGマーク営業所ではなかった場合の記述である。

- (4) 甲営業所又は乙営業所のいずれかが、法第33条の規定による行政処分(許可の取消し又は事業停止処分に限る。)を受けたとき
- (5) 次条の規定により、契約を解除するとき

(契約の解除)

第13条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、その相手方は、催促その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別精算、民事再生手続若しくは会社更生手続の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売申立て、又は公租公課滞納処分を受けたとき
- (3) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- (4) 自ら振出し又は引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等支払が停止されたとき
- (5) 相手方が本契約の各事項に違反したとき
- (6) 相手方に重大な過失又は背信行為があったとき
- (7) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

※ この条の規定は、通達に記載されていないものである。

(秘密保持及び個人情報の管理)

第14条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また、受委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

- 2 甲及び乙は、受委託点呼を受ける甲営業所の運転者に係る個人情報について厳格に管理を行わなければならない。また、受委託業務に必要な範囲を超えて、これを使用、提供等してはならない。

(契約の履行)

第15条 甲及び乙は、信義に基づき誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項並びに契約内容及びその履行に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定する。

- 2 甲は委託する業務内容を変更する必要がある場合は、十分な時間的余裕を持って、乙と協議する。

※ この条の規定は、通達に記載されていないものである。

## 【別添2 モデル管理の実施方法の細目】

### 貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の実施方法の細目

〇〇運送株式会社（以下「甲」という。）及び△△物流株式会社（以下「乙」という。）は、「貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の委託受託契約書」（以下「契約書」という。）に基づき、この管理の実施方法の細目を定めるものとする。

#### （目的）

第1条 この管理の実施方法の細目は、契約書に基づく受委託業務の実施方法、委託料、甲及び甲の〇〇営業所（以下「甲営業所」という。）の運転者並びに乙及び乙の△△営業所（以下「乙営業所」という。）の運行管理者等の職務、権限等について定めるものである。

#### （運行の範囲）

第2条 契約書第1条第2項に掲げる受委託業務の対象となる運行の範囲は、次に掲げる運行以外の運行とする。

- (1) 自動車事故報告規則第2条第5号イからへまでに掲げるもの（危険物、火薬類、高圧ガス、核原料物質等、放射性同位元素等又は毒物・劇物）を積載する運行
- (2) 特殊車両通行許可、制限外積載許可等特別な許可が必要となる運行

#### （委託料の金額等）

第3条 甲は乙に対し、契約書第3条に掲げる委託料として、受委託に係る点呼（以下「受委託点呼」という。）1回につき〇〇〇円を、毎月〇〇日締め、翌月〇〇日払いで支払う。

※ この条における委託料の算定方法等は、例示である。

#### （受委託点呼実施者）

第4条 契約書第4条第2項及び第3項の規定による受委託点呼実施者の数は、別表のとおりとする。

- 2 乙は、受委託点呼実施者の名簿及び受委託点呼実施者が運行管理者の場合にあっては運行管理者選任届出書の写しを、補助者の場合にあっては運行管理者資格者証の写し又は基礎講習の修了証書の写しを、それぞれ甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受委託点呼実施者を新たに選任又は解任した場合は、遅滞なく甲に変更した名簿等を提出しなければならない。

#### （運転者及び事業用自動車の数）

第5条 契約書第5条の規定により受委託業務の対象とする運転者の数及び事業用自動車の数は、別表のとおりとする。

(情報の収集)

第6条 受委託点呼実施者は、受委託業務に当たっては、気象状況、道路状況等を的確に把握しなければならない。

(緊急連絡等)

第7条 受委託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼において、第10条第2項に規定する書類等、同条第3項に規定する報告、受委託点呼を受けている運転者の状況、アルコール検知器による検知結果等から、当該運転者に運行を認めるべきではないと判断した場合は、当該運転者にその旨及び理由を説明した上で、速やかに、甲に連絡しなければならない。

2 受委託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼において、第10条第2項に規定する書類等及び同条第3項に規定する報告により、法令違反を発見した場合は、受委託点呼を中止し、受委託点呼を受けている運転者に中止した旨及び理由を説明した上で、速やかに、甲に連絡しなければならない。

3 前二項の規定により、受委託点呼実施者から連絡があった場合において、甲が当該運転者に運行をさせようとするときは、法令違反がある場合は、その是正措置を講じた上で、甲営業所の運行管理者が点呼を行い、運行の可否を判断しなければならない。

4 甲は、第1項及び第2項の場合において、受委託点呼を受けた運転者が運行できなかったことに対し、乙に賠償を求めてはならない。

5 受委託点呼実施者は、乗務後に係る受委託点呼において、アルコール検知器による検知結果、第11条第1項に規定する報告等により、法令違反を発見した場合は、受委託点呼を受けている運転者にその旨を説明した上で、速やかに、甲に連絡しなければならない。

6 受委託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼において、発着地又は運行経路において災害及び気象に関する警報が発令されたときや、運行経路において災害等により大規模な通行止め規制が実施されたとき等運行に危険が生じるおそれがあるときは、その状況等について、甲に連絡しなければならない。この場合において、甲が運行を行わせると判断したときは、甲は、受委託点呼を受けている運転者に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

7 乙は、全ての受委託点呼実施者が不在となった場合、全てのアルコール検知器が故障した場合等受委託業務を行うことができなくなったときは、直ちに甲に連絡しなければならない。

8 甲は、長期間(おおむね1ヶ月間以上)受委託点呼のみを受け、甲営業所の運行管理者と対面しない運転者に対しては、当該運転者作成に係る乗務等の記録を十分に確認し必要な教育を行うほか、指導監督を適切に行うことに

より、当該運転者の安全意識の向上等に努めなければならない。

(運行管理規程)

第8条 甲及び乙は、受委託業務の処理方法等について、それぞれ運行管理規程に明記するものとする。

(甲の提出書類等)

第9条 甲は、契約書第5条第3項に規定する運転者の名簿のほか、受委託点呼を受けさせる運転者に係る下記の書類を、あらかじめ乙に提出しなければならない。

- ① 運転者台帳の写し(「運転者の健康状態」の項目を除く。)
  - ② 直近の健康診断結果の概要(自動車の安全な運転に関連する項目に限る。)が分かる書類
  - ③ 病歴(自動車の安全な運転に関連するものに限る。)が分かる書類
  - ④ 服用している薬(自動車の安全な運転に関連するものに限る。)が分かる書類(使用上の注意が分かる書類を含む。)
- 2 甲は、受委託業務の対象とする事業用自動車の定期点検整備に係る点検整備記録簿の写しを、あらかじめ乙に提出しなければならない。
- 3 甲は、勤務時の服装が分かる資料をあらかじめ乙に提出するものとする。  
※ この項の資料は通達に記載されていないものである。
- 4 甲は、前三項の書類等について変更があった場合、遅滞なく、変更した書類等を乙に提出しなければならない。
- 5 甲は、毎週○曜日までに、次の週に受委託点呼を受けさせる予定の運転者氏名、日付、時刻並びに乗務前及び乗務後の区分を記載した予定表を、乙に提出しなければならない。この場合において、受委託点呼実施前に運転者等が変更となったときは、遅滞なく乙に連絡しなければならない。  
※ この項における予定名簿の提出方法については例示であり、例えば月単位や数日間単位における予定表の提出でも可である。

(乗務前点呼の実施方法)

第10条 甲は、乗務前に係る受委託点呼を受ける運転者に対し、当該日の運行の計画について、電話等で指示しなければならない。

- 2 乗務前に係る受委託点呼を受ける運転者は、自己に関する下記の書類等を受委託点呼実施者に提示しなければならない。
- ① 前日の勤務状況が分かる書類
  - ② 点呼当日の運行計画が分かる書類
  - ③ 運転免許証
  - ④ 乗務に係る事業用自動車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書
- 3 乗務前に係る受委託点呼を受ける運転者は、乗務に係る事業用自動車の日

常点検結果及び甲営業所の整備管理者による運行の可否の決定結果を受委託点呼実施者に報告しなければならない。

- 4 受委託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼を行ったときは、点呼の実施記録を行い、乙営業所において原本を保存するとともに、その写しを速やかに甲に提出しなければならない。なお、乙は当該原本を1年間保存しなければならない。
- 5 前項における写しの提出は、受委託点呼を受けた運転者に手交することにより行うことができる。

※ この項の規定は例示である。

- 6 第4項の写しを受理した甲は、甲営業所の点呼記録簿に当該写しを添付するとともに、同日の点呼記録簿に、当該運転者が受委託点呼を受けた旨を分かるように記載するものとする。なお、甲は当該写しを甲営業所において1年間保存しなければならない。

(乗務後点呼の実施方法)

第11条 乗務後に係る受委託点呼を受ける運転者は、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況等について、受委託点呼実施者に報告しなければならない。

- 2 受委託点呼実施者は、乗務後に係る受委託点呼を行ったときは、点呼の実施記録を行い、乙営業所において原本を保存するとともに、その写しを速やかに甲に提出しなければならない。なお、乙は当該原本を1年間保存しなければならない。
- 3 前項における写しの提出は、受委託点呼を受けた運転者に手交することにより行うことができる。

※ この項の規定は例示である。

- 4 第2項の写しを受理した甲は、甲営業所の点呼記録簿に当該写しを添付するとともに、同日の点呼記録簿に、当該運転者が受委託点呼を受けた旨を分かるように記載するものとする。なお、甲は当該写しを甲営業所において1年間保存しなければならない。

(甲営業所の運行管理者による点呼の実施)

第12条 甲は、甲営業所の運行管理者による点呼が、受委託点呼の回数を含んだ甲営業所の総点呼回数の3分の1以上となるよう措置しなければならない。

(契約の履行)

第13条 本実施細目に定めがない場合及び疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

※ この条の規定は、通達に記載されていないものである。

別表（第4条第1項及び第5条関係）

受委託点呼実施者の数	運行管理者	○人
	補助者	○人
受委託業務の対象とする運転者の数		○人
受委託業務の対象とする事業用自動車の数		○台

※ 参考

乙営業所の事業用自動車の数 ○○台

※ 国土交通省において受委託点呼実施者数の適否を審査するため、当該「※参考」の項目の記載が望ましい。

## 自己点検表

委託営業所名

〇〇運送(株) 〇〇営業所

受託営業所名

△△物流(株) △△営業所

通達該当部分	審査項目	確認方法	訂正可否	○×	契約書等の該当部分(必須)
2	対面点呼に限られているか。	契約書等	可	○	契1 I
2、10(1)	アルコール検知器に係る業務、点呼の実施記録に係る業務は委託され、受託者の責任となっているか。		可	○	契1 I, 8 II
3(1)	委託者は、Gマーク営業所であるか、または、申請日前3年以内に「一当の重大事故」又は「点呼の実施違反」をしていないか。	認定書等	不可	○	-
3(2)	受委託点呼の時間帯は、1営業日中16時間以内か。	契約書等	可	○	契1 I
3(3)	委託者における委託先は一に限られているか。	契約書等 許可台帳	可	○	契1 I
3(4)	受委託点呼実施場所は受託営業所又は車庫か。受委託点呼実施場所と委託者の車庫との距離は5km以内か。	契約書等 地図	不可	○	契4 IV, 5 V
3(5)	危険物輸送や特別な許可が必要な運行は除外しているか。	契約書等	可	○	契1 II、細2
4	受託者は、Gマーク営業所であるか。	認定書等	不可	○	-
5(1)(2)	受委託点呼実施者(運行管理者又は補助者)数は次式以上か。 $1 + \{ (受車数 + 委車数) \div 30 \}$ 小数点以下切り捨て		可	○	契4 I~III 細4 I, 5
5(4)	受託者から委託者に、受委託点呼実施者の名簿等を提出することとなっているか。		可	○	細4 II, III
6(1)	運転者は受委託点呼実施者の指導に従い、委託者は受委託点呼実施者の助言を尊重することとなっているか。		可	○	契7
6(2)	委託者から受託者に、運転者名簿、運転者台帳写し、健康診断概要・病歴・服用薬に係る書類、点検整備記録簿の写し、緊急連絡体制表が提出されることとなっているか。		可	○	契5 III, 6 細9 I~IV
6(3)	委託者から受託者に、一定期間前に、点呼を受ける予定の運転者等が分かる書類を提出することとなっているか。		可	○	細9 V
6(4)ア	委託者は、乗務前の点呼を受ける運転者に、当日の運行の計画について指示することとなっているか。		可	○	細10 I
6(4)イウ	乗務前点呼時に、運転者から受委託点呼実施者に対し、前日の勤務状況、当日の運行計画、免許証、車検証、自賠責証を提示、日常点検の結果等を報告することとなっているか。		可	○	細10 II, III
6(5)	乗務後点呼時に、運転者から受委託点呼実施者に対し、乗務に係る自動車、道路及び運行の状況等について報告することとなっているか。		可	○	細11 I
7(1)(2)(4)	乗務前点呼で、運転者の体調不良等や法令違反を発見したとき、または、乗務後点呼で法令違反を発見したときは、委託者に連絡することとなっているか。	契約書等	可	○	細7 I, II, V
7(5)	受託者において受委託点呼が実施できなくなった場合、直ちに委託者に連絡することとなっているか。		可	○	細7 VII
8	受委託点呼の実施記録について、記録・保存、写しの提供方法が、通達のとおり記載されているか。		可	○	細10 IV~VI 細11 II~IV
9(1)	双方の運行管理規程に、受委託点呼の方法等について規定することとなっているか。		可	○	細8
9(2)	個人情報の厳正な取扱いについて規定されているか。		可	○	契14
9(3)	受委託点呼を含めた総点呼回数 $1/3$ 以上を委託者の運行管理者が実施することとなっているか。		可	○	細12
9(3)	長期間、委託者の運行管理者と対面しない運転者に対し、指導・監督等を適切に行うこととされているか。		可	○	細7 VIII
9(4)	災害・気象警報が発令等された場合、委託者に連絡することとなっているか。委託者が運行をさせると判断したとき、委託者は安全のための措置を講ずることとなっているか。		可	○	細7 VI
9(5)	委託者は受託者を定期的に調査管理することとなっているか。受託者は当該調査等に協力することとなっているか。		可	○	契9
10(2)	交通事故の対応は、委託者が行うこととなっているか。		可	○	契2
11(1)	受委託点呼の終了の要件が通達どおり規定されているか。		可	○	契12
12	受委託の報酬は適切か。		可	○	契3、細3
13(4)	受委託点呼実施期間は、3年以内となっているか。		可	○	契11

※ 「通達該当部分」の項中の数字は、局長通達(H25.7.30付国自安66号等)の条項を示す。

※ 「確認方法」の項中「契約書等」は、契約書及び管理の実施方法の細目を示す。

※ 「訂正可否」の項は、契約書等が許可要件を満たさない場合に、訂正することが可能か否かを示す。

※ 「契約書等の該当部分」の項は、例えば契約書2条3項であれば「契2 III」と記載する。